

平成26年第1回

福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成26年2月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

平成26年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	1
6	不応招議員	2
7	出席議員	2
8	欠席議員	2
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	3
12	会議の経過	3
	(1) 開会の宣告	3
	(2) 諸般の報告	3
	(3) 議席の指定	3
	(4) 議長の選挙	3
	(5) 会議録署名議員の指名	4
	(6) 会期の決定	4
	(7) 議案第1号ないし第6号、同意第1号の提出	5
	(8) 提案理由の説明	5
	(9) 議案第1号の説明、採決	7
	(10) 議案第2号の説明、採決	8
	(11) 議案第3号の説明、採決	9
	(12) 議案第4号の説明、採決	10
	(13) 議案第5号の説明、採決	12
	(14) 議案第6号の説明、採決	14
	(15) 同意第1号の説明、採決	17
	(16) 閉会及び閉議の宣告	17

## 1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第2号

平成26年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年2月3日

福島県後期高齢者医療広域連合長 小林 香

- (1) 日 時 平成26年2月25日(火)午後2時30分
- (2) 場 所 福島テルサ 3階 「あぶくま」
- (3) 付議事件
  - ア 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - イ 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - ウ 平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
  - エ 平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
  - オ 平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
  - カ 平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
  - キ 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

## 2 招集年月日

平成26年2月25日

## 3 招集の場所

福島テルサ 3階 「あぶくま」

## 4 会議の時刻

平成26年2月25日午後2時30分開会、午後3時32分閉会

## 5 応招議員

1番 品川 万里君	4番 仁志田昇司君	5番 遠藤 栄作君
6番 星 光祥君	8番 加藤 憲郎君	9番 戸川 稔朗君
10番 市村 喜雄君	11番 平田 武君	12番 作田 博君
13番 八島 博正君	14番 齋藤 邦夫君	15番 和知 良則君
16番 杉本 宜信君		

## 6 不応招議員

2番 清水敏男君      3番 山口信也君      7番 佐藤正博君

## 7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

## 8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

## 9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	小林 香君	副広域連合長	古川 道郎君
会計管理者	今福 康一君	事務局長	三浦 辰夫君
事務局次長	佐藤 栄治君	総務課長	鈴木 健一君
業務課長	斎藤 裕二君	給付係長	五十嵐 隆裕君
資格管理係主任	丹治 聡一郎君		

## 10 議事日程

日程第 1	諸般の報告
日程第 2	議席の指定
日程第 3	議長の選挙
日程第 4	会議録署名議員の指名
日程第 5	会期の決定
日程第 6	議案第 1 号ないし議案第 6 号、同意第 1 号の提出
日程第 7	提案理由の説明
日程第 8	議案第 1 号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第 2 号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案第 3 号 平成 25 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 11	議案第 4 号 平成 25 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 12	議案第 5 号 平成 26 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
日程第 13	議案第 6 号 平成 26 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
日程第 14	同意第 1 号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

## 1 1 本日の会議に付議した事件

「10 議事日程」に同じ。

## 1 2 会議の経過

### (1) 開会の宣告

**副議長（八島 博正君）** ただいま、出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

この際ご報告いたします。

2番清水敏男君、3番山口信也君、7番佐藤正博君より欠席の届けがありました。直ちに本日の会議を開きます。

議長欠員により、副議長が会議を進行いたします。

(午後2時30分)

### (2) 諸般の報告

**副議長（八島 博正君）** 日程第1、諸般の報告を行います。

昨年7月、定例会以後に議員の異動がありましたので報告いたします。

平成25年8月23日に目黒章三郎君、平成25年9月5日に鈴木忠夫君より辞職願が提出され、同日、これを許可しました。

平成25年9月27日に渡辺敬夫君、平成25年9月29日に佐藤長平君が任期満了となりました。

これにより、平成25年9月20日告示の補欠選挙が執行され、清水敏男君、戸川稔朗君、市村喜雄君、杉本宜信君の4名が当選されましたので、報告いたします。

また、平成25年11月12日に横山元栄君より辞職願が提出され、同日、これを許可しました。

平成25年12月8日、山田基星君が任期満了となりました。

これにより、平成25年11月15日告示の補欠選挙が執行され、加藤憲郎君、平田武君の2名が当選されましたので、報告いたします。

また、平成26年2月11日に山口信也君、仁志田昇司君が任期満了となりました。

これにより、平成26年1月22日告示の補欠選挙が執行され、山口信也君、仁志田昇司君の2名が当選されましたので、報告いたします。

### (3) 議席の指定

**副議長（八島 博正君）** 次に、日程第2、議席の指定を行います。

今回、当選され議員の議席は、ただ今、ご着席の議席を指定いたします。

### (4) 議長の選挙

**副議長（八島 博正君）** 次に、日程第3、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長(八島 博正君)** ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長(八島 博正君)** ご異議なしと認めます。よって、副議長が指名することに決定しました。

それでは、指名いたします。議長に、市村喜雄君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、副議長が指名いたしました市村喜雄君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長(八島 博正君)** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました市村喜雄君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました市村喜雄君が議場におられますので、当選を告知いたします。

市村喜雄君、前方の演壇にご登壇願います。

**議長(市村 喜雄君)** ただいま、皆様のご推挙によりまして、議長をおおせつかりました市村喜雄でございます。

この後期高齢者医療制度は、昨年ようやく存続という判断に至ったところであります。本広域連合議会といたしましては、今後とも、被保険者の皆様が引き続き安心して医療を受け続けることができるよう努めてまいりたいと考えております。議員の皆様の実情な議論を通じて、円滑な議会運営を図ってまいりたいと考えておりますので、今後とも皆様の御指導、ご協力の程、よろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが就任のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

**副議長(八島 博正君)** ここで、議長を交代いたします。ご協力ありがとうございました。市村喜雄議長、議長席へお着き願います。

#### (5) 会議録署名議員の指名

**議長(市村 喜雄君)** 議長を交代いたしました。

次に、日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、12番作田博君、16番杉本宜信君を指名いたします。

#### (6) 会期の決定

**議長(市村 喜雄君)** 次に、日程第5、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

**議長(市村 喜雄君)** 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定しました。

#### (7) 議案第1号ないし第6号、同意第1号の提出

**議長(市村 喜雄君)** 次に、日程第6、議案第1号ないし第6号、同意第1号の提出を行います。

ただいま、広域連合長から議案の提出がありました。議案は、先にお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

#### (8) 提案理由の説明

**議長(市村 喜雄君)** 次に、日程第7、提案理由の説明を行います。

議案第1号ないし第6号、同意第1号を一括して議題といたします。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

**広域連合長(小林 香君)** 本日、ここに、平成26年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、条例の一部改正案件が2件、平成25年度各会計補正予算が2件、平成26年度各会計予算が2件、同意案件が1件の、合わせて7件でございます。

提案理由を申し上げるに先立ちまして、後期高齢者医療制度に関して、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

後期高齢者医療制度につきましては、昨年まとめられた、社会保障制度改革国民会議の報告書や、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律が成立したことによりまして、本制度につきましては「存続」との結論に至ったものと考えております。

本広域連合といたしましては、被保険者の皆様が安心して医療を受けられるよう、これまで以上に制度の安定的かつ、円滑な運営に努めて参る所存であります。

次に、2年毎の見直しとなります平成26年度及び平成27年度の新保険料率について申し上げます。

新保険料率の算定にあたりましては、医療給付費総額の増加や、保険料上昇抑制財源の減少、後期高齢者負担率の上昇により、保険料の大幅な上昇が見込まれるとこ

ろであります。災害復興途上の現状を鑑みますと、極力、抑えた保険料率にすべきとの考えから、平成25年度で見込まれる広域連合の剰余金を全額活用するとともに、県の財政安定化基金を活用することにより、保険料の上昇抑制を図り、均等割額は4万円から4万1千700円、所得割率は7.76%から8.19%とするものであります。

なお、均等割額の軽減措置が継続されるため、約5割の被保険者が実質、年間100円から700円の増額となります。

次に、予算編成等にあたり、特に留意した点などについて申し上げます。

まず、平成25年度の補正予算についてであります。

一般会計補正予算につきましては、医療費の地域格差の特例に係る不均一保険料額が確定したことに伴うものであります。

また、特別会計補正予算につきましては、療養給付費が当初予算を下回る見込みのため、減額補正をするものであり、それに合わせて歳入についても所要の補正をするものであります。

次に、平成26年度の当初予算についてであります。一般会計予算につきましては、歳入では構成市町村の共通経費負担金、歳出では広域連合事務費及び職員の人件費が主なものであります。電算処理システム機器更改の完了により、歳入歳出とも減額となったところであります。

次に、特別会計予算につきましては、被保険者数の増加や医療の高度化などによる一人あたりの医療給付費の増加、健康診査事業の増額などを勘案したものとなっております。

平成26年度の財政運営につきましては、引き続き効率的かつ適正な執行に努めてまいりたいと考えているところでございます。

慎重なるご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願いするものであります。

それでは、提案理由の説明を行います。

「議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、福島県人事委員会勧告に基づいて福島県が改正した給与に関する条例に準じ、通勤手当を改正する条例案を提出するものでございます。

「議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、平成26年度及び平成27年



度保険料の所得割率、均等割額及び賦課限度額の改定並びに、所得の少ない被保険者等に係る保険料の軽減対象の拡大及び軽減措置の継続について、所要の改正を行うため条例案を提出するものでございます。

「議案第3号 平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」でございますが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ38万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,335万7千円とするものでございます。

「議案第4号 平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」でございますが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ19億6,978万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,350億1,649万4千円とするものでございます。

「議案第5号 平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億9,375万6千円とするものでございます。

「議案第6号 平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,337億5,519万3千円とするものでございます。

「同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」でございますが、広域連合議会議員のうちから選任する監査員の辞職に伴い、監査委員の選任の同意を求めるものでございます。

以上、議案7件についての、提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

#### **(9) 議案第1号の説明、採決**

**議長（市村 喜雄君）** 次に、日程第8、「議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長（三浦 辰夫君）** 議案書の1ページをお開き願います。

議案第1号「福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。議案書につきましては、1ページから2ページまで記載しておりますが、別冊のA4版横の議案説明資料によりご説明いたしますので、議案説明資料の1ページをお開き願います。

職員の通勤手当は県に準じて定めております。この度、県において、自動車等を利用する職員の支給限度額を月額47,700円から、50,400円に改正したことに伴い、同様の改正を行うものであり、平成26年4月1日より施行するもの

であります。2ページは、新旧対照表でございます。

以上が、議案第1号の説明でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

**議長（市村 喜雄君）** それでは、議案第1号の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

**議長（市村 喜雄君）** なければ、これをもって議案第1号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

**議長（市村 喜雄君）** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第1号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（市村 喜雄君）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案どおり可決されました。

#### （10）議案第2号の説明、採決

**議長（市村 喜雄君）** 次に、日程第9、「議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長（三浦 辰夫君）** 議案書の3ページをお開き願います。

議案第2号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。議案書では3ページから5ページまで記載しておりますが、引き続き、議案説明資料によりご説明させていただきます。議案説明資料の3ページをお開き願います。

平成26年度及び平成27年度の保険料率及び保険料の賦課限度額を定め、また、所得の少ない被保険者等に係る保険料の軽減対象の拡大及び軽減措置を継続するため、所要の改正を行うものでございます。

まず主な内容の①ですが、平成26年度及び27年度の保険料率を、現行の所得割率7.76%を8.19%に、均等割額40,000円を41,700円に改正するものでございます。

次に②ですが、保険料の賦課限度額を現行の55万円から57万円に改正するものでございます。

次に③ですが、被保険者は所得に応じて保険料が5割軽減、2割軽減されておりますが、その対象者を拡大するため、所得基準を改正するものでございます。5割軽減の拡大では、現在二人世帯以上が対象となっているものを、単身世帯についても対象とするものであります。これにより軽減対象となる所得基準は24万5千円引き上げられることとなります。2割軽減の拡大では、被保険者一人当たりの基準額を35万円から45万円に引き上げるものでございます。

次に④ですが、無医地区、これは離島などで医師などがいない地域であり、今のと

ころ福島県で該当地域はありませんが、そこに係る保険料率を6ページの新旧対照表のとおり改正するものでございます。

次に⑤ですが、被用者保険の被扶養者だった者に係る均等割額の軽減措置について、現行の9割軽減を平成26年度も継続するものでございます。

最後に⑥ですが、低所得者に対する保険料の軽減措置ですが8.5割軽減を26年度も継続するものでございます。いずれも、施行日は平成26年4月1日となるものであります。

以上が、議案第2号の説明でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます

**議長（市村 喜雄君）** それでは、議案第2号の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

**議長（市村 喜雄君）** なければ、これをもって議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

**議長（市村 喜雄君）** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第2号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（市村 喜雄君）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案どおり可決されました。

#### （11）議案第3号の説明、採決

**議長（市村 喜雄君）** 次に、日程第10、「議案第3号 平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長（三浦 辰夫君）** 議案書につきましては、別冊のA4版縦の「平成25年度一般会計並びに特別会計補正予算書（一般会計第2号・特別会計第3号）」をご準備ください。

1ページをお開き願います。議案第3号「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」につきましてご説明申し上げます。

補正予算書は、2ページから7ページまでの記載となっておりますが、別冊の「平成25年度補正予算説明資料」のA3版縦の資料でご説明させていただきます。1ページをご覧ください。単位は円でございます。文字が小さく見にくい所もあるかと思いますが、ご了承願います。

今回の補正の主なものは、国及び県の負担金である不均一保険料額の確定及び、預金利子の運用実績などにより、歳入歳出とも38万8千円を補正減するものであります。補正後の額は、表右から2番目の第2号補正後の額の欄の計にあるように、それぞれ8億2335万7千円とするものでございます。

まず、歳入の内訳をご説明いたします。上の表をご覧ください。第2款国庫支出金におきまして、1目保険料不均一賦課負担金の7万7千円の減は、均一保険料との

差額を国と県が2分の1ずつ負担する制度ですが、所要額が確定したことによるものであります。次に、第3款県支出金7万7千円の減は、不均一賦課負担金の県負担分の減額でございます。

次に、第4款財産収入の23万4千円の減ですが、広域連合職員の借上公舎入居料が確定したことによる44万1千円の減及び、後期高齢者医療制度臨時特例基金利子20万7千円の増となっております。

次に、歳出ですが、第2款総務費で、公舎賃借料が確定したことに伴い、派遣職員人件費等を220万円減とするものであります。

次に第3款民生費であります。臨時特例基金積立金20万7千円の増は、臨時特例基金の預金利子増額分を、基金積立金に増額するものでございます。

保険料不均一賦課繰出金15万5千円の減につきましては、保険料不均一賦課負担金の確定によるものであります。

以上が、議案第3号の説明でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

**議長（市村 喜雄君）** それでは、議案第3号の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

**議長（市村 喜雄君）** なければ、これをもって議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

**議長（市村 喜雄君）** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第3号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（市村 喜雄君）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案どおり可決されました。

## （12）議案第4号の説明、採決

**議長（市村 喜雄君）** 次に、日程第11、「議案第4号 平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長（三浦 辰夫君）** 議案書「平成25年度一般会計並びに特別会計補正予算書」の9ページをお開きください。議案第2号「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」につきましてご説明申し上げます。

補正予算書は、10ページから19ページまでの記載となっておりますが、引き続き別冊の「平成25年度補正予算説明資料」A3版縦の資料により説明させていただきます。

2ページをご覧ください。歳入におきましては、表右から3番目の第3号補正額の欄の一番下の計にございますように、19億6,978万5千円を減額し、補正後の歳入計を2,350億1,649万4千円とするものでございます。

次に、3ページをご覧ください。歳出でございますが、補正額及び補正後の歳出合計額は、いずれも歳入と同額補正となるものでございます。

それではまず、3ページの歳出の主な内容から、ご説明させていただきます。

第1款総務費のうち、保険者機能強化事業費の1,341万3千円の減ですが、レセプト二次点検委託料が、当初見込みを下回ったことなどによる減額であります。また、後期高齢者医療特別対策事業費の699万4千円の増ですが、長寿・健康増進事業費の増加分であります。

次に第2款保険給付費、1項療養諸費における療養の給付費16億4,400万2千円の減、入院時食事療養費1億5,897万円の減は、それぞれ当初計画より低位に見込まれることから減額するもので、2項高額療養諸費の高額療養費が9億9,246万円の増となりますが、保険給付費全体では8億9,837万9千円の減となるものであります。

次に第7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では、死亡などで資格を喪失した場合や、所得更正などによる保険料還付金が、当初見込みを下回ったことにより9,959万4千円の減、償還金では、後期高齢者交付金の額確定に伴う償還金の増などによる15億7,291万6千円の増で、諸支出金全体で14億7,286万5千円の増となるものであります。

2ページにお戻りいただきまして、歳入の主なものについてご説明いたします。

まず第1款市町村支出金、1目保険料等負担金では、被保険者一人当たりの所得額が当初見込みより多かったことにより、後期高齢者医療保険料が5億4,321万9千円の増となり、保険基盤安定負担金は負担額確定により1億7,587万4千円の減となりますが、保険料等負担金全体では3億6,822万2千円の増となります。

また、歳出でご説明いたしました保険給付費全体の減額により、2目療養給付費負担金では市町村定率負担金7,537万3千円の減、また第2款国庫支出金でも、国の定率負担金3億9,079万2千円の減、さらに第3款県支出金におきましても同様に7,951万円の減となるものであります。同じく、第4款支払基金交付金、これは現役世代からの支援金ですが、5,287万1千円の減となるものであります。

次に、第2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金ですが、補正係数が大きくなったことにより普通調整交付金が2億2,916万8千円の増となったことから、調整交付金全体として1億8,857万9千円の増となっております。

なお、原発事故等に係る保険料の減免及び一部負担金の免除に対して、国からその費用の2割を特別調整交付金、8割を後期高齢者医療災害臨時特例補助金で補填されておりますが、当初見込みより減免額、免除額とも低位に見込まれることから、特別調整交付金が4,058万9千円、2目後期高齢者補助金の後期高齢者医療災害臨時特例補助金が、1億9,033万4千円の減となっております。

次に、第3款県支出金のうち2項財政安定化基金支出金ですが、当初24・25年度の保険料の上昇抑制財源として、基金から18億円の取り崩しを予定しております。

したが、剰余金で充当できたことから、その18億円を減としております。

以上が、議案第4号の説明でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

**議長（市村 喜雄君）** それでは、議案第4号の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

**議長（市村 喜雄君）** なければ、これをもって議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

**議長（市村 喜雄君）** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第4号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（市村 喜雄君）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案どおり可決されました。

### （13）議案第5号の説明、採決

**議長（市村 喜雄君）** 次に、日程第12、「議案第5号 平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長（三浦 辰夫君）** 議案書につきましては、別冊A4版縦の「平成26年度一般会計並びに特別会計予算書」をご準備願います。1ページをお開き下さい。

議案第5号「平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明いたします。予算書は2ページから11ページまで記載してございますが、別冊の「平成26年度予算説明資料」でご説明させていただきます。A4版横の説明資料の1ページをご覧ください。

一般会計と特別会計の予算額ですが、一般会計では歳入歳出予算それぞれ4億9,375万6千円となるものでございます。また、特別会計では、歳入歳出予算それぞれ、2,337億5,519万3千円となるものでございます。

2ページのA3版縦の資料をご覧ください。まず、一般会計の歳入についてご説明させていただきます。なお、今年4月から消費税が8%になりますが、消費税の増加分を見込んだ予算となっております。

第1款分担金及び負担金4億6,700万2千円は、構成市町村からの共通経費負担金でございます。昨年度より3億660万3千円の減となっておりますが、平成24年度の構成市町村負担金額確定に伴う余剰金を充当したことによります。

次に、第2款国庫支出金と第3款県支出金の保険料不均一賦課負担金が皆減となっておりますのは、不均一保険料の設定期間が平成25年度で終了したことによります。

次に、第4款財産収入188万7千円ですが、これは、借り上げ公舎の入居料の職員負担分と後期高齢者医療制度臨時特例基金の利子であります。

次に、第5款繰入金のうち後期高齢者医療特別会計繰入金ですが、震災等による被災者の一部負担金の還付業務に係る職員の超過勤務手当を計上してはりましたが、

ほぼその作業が終わったため、平成26年度は予算計上いたしませんでした。

次に、第6款繰越金2,469万6千円でございますが、前年度からの繰越金などでございます。

次に歳出でございますが、下段の表をご覧ください。細目で主な内容をご説明いたします。

まず第1款議会費の議会運営費88万5千円ですが、議員16名の報酬等であります。

次に、第2款総務費のうち、派遣職員人件費等7,074万6千円は、事務局長、事務局次長、総務課職員5名の計7名分の人件費等負担金及び、遠隔地から派遣される職員用の借上げ公舎賃借料等であります。

次に、その下臨時職員雇用費631万円は、臨時職員3名分の賃金等であります。

次に、事務局管理運営費708万5千円ですが、職員旅費、事務局運営に係る役員費、委託料等であります。

次に、情報公開等適正化事業15万3千円は、委員5名の報酬等であります。

次に、会計管理費22万2千円は、指定金融機関事務取扱手数料等であります。

次に、選挙管理委員会費5万6千円は、委員4名の報酬等であります。

次に、広域連合長選挙費ですが、平成26年度は予定がありませんので、皆減となっております。

次に、監査委員費18万9千円ですが、委員2名の報酬等であります。

次に、第3款民生費のうち後期高齢者医療事業の特別会計事務費等繰出金2億6,813万3千円は特別会計への繰出金で、業務課における事務費等であります。前年度に比べ3億558万1千円の減となっておりますが、共通経費予備費からの繰入金が増となったことが主な要因でございます。なお、保険料不均一賦課繰出金は、保険料不均一賦課の経過措置が終了したことにより、皆減となっております。

次に、派遣職員人件費1億2,892万2千円ですが、業務課職員16名分の人件費等でございます。

次に、予備費として1,000万円を計上するものでございます。

以上が、議案第5号の説明でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

**議長（市村 喜雄君）** それでは、議案第5号の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

**議長（市村 喜雄君）** なければ、これをもって議案第5号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

**議長（市村 喜雄君）** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第5号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（市村 喜雄君）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案どおり可決されました。

#### (14) 議案第6号の説明、採決

**議長(市村 喜雄君)** 次に、日程13、「議案第6号 平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長(三浦 辰夫君)** 議案書の「平成26年度一般会計並びに特別会計予算書」の13ページをお開き願います。

議案第6号「平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明いたします。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,337億5,519万3千円と定めるものでございます。後ほど詳細をご説明いたします。

次に、第2条の一時借入金でございますが、最高額を180億円と定めるものでございます。

次に、第3条歳出予算の流用でございますが、第1号に記載のとおり、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合、同一款内で各項間の流用を認めることとするものでございます。

次に、歳入歳出予算の内容につきましては、14ページから29ページまで記載してございますが、別冊の「平成26年度予算説明資料」のA3版縦の資料でご説明させていただきます。3ページは特別会計予算の歳入の一覧表、4ページは歳出の一覧表となっております。まず、歳入歳出予算額は、一番下の計に記載のとおり、それぞれ2,337億5,519万3千円でございます。前年度当初予算額より、37億円余の増となっております。これは、一人当たりの医療給付費の増加等によるものであります。

5ページをお開き願います。「特別会計における財政の概要」でございますが、詳細につきましては、この資料により説明させていただきます。

始めに、右側の歳出をご覧ください。棒グラフの中に記載してありますとおり、保険給付費が歳出全体の99.3%、額にしますと2,321億8,412万1千円を占めており、前年度より45億7千万円余多い額となっております。

主なものをご説明いたします。右側の四角で囲んだ枠をご覧ください。療養給付費は2,229億9,241万円で、前年度より38億5千万円余の増となっております。内訳ですが、①療養の給付2,164億9,887万3千円は、本人負担分を除いた7割・9割の給付分で、前年度より38億7千万円余の増となっております。②入院時食事・生活療養費43億584万2千円は、標準負担額を超えた部分の現物給付で、前年度より5千万円余の減、④補装具・柔道整復などの療養費21億8,769万4千円は、前年度より3千万円余の増となっております。

次に、審査支払手数料5億8,972万円でございますが、レセプトの内容を審査する国保連合会への委託手数料で、レセプト件数の実績と見込みから、前年度より1千万円余の減としております。

次に、高額療養費69億8,482万7千円につきましては、1ヶ月に支払った被



保険者の医療費が負担限度額を超えた場合に現金支給する費用で、6億7千万円余の増となっております。

次の高額介護合算療養費1億7,435万3千円は、介護保険サービスも受けている方で、世帯内の被保険者全員で1年間の後期高齢者医療と介護保険の自己負担額を合算し、自己負担限度額を超えた場合に支給する費用で、前年度より3千万円余の減となっております。

葬祭費9億2,440万円は、被保険者がお亡くなりになった場合、お一人につき5万円を、葬祭を行った方に給付する費用で、前年度より6千万円余の増となっております。

次に、その他の支出でございますが、県財政安定化基金拠出金2億3,456万4千円は、保険料未納や給付費の増などのリスク対応や保険料の上昇抑制のため、国、県、広域連合が3分の1ずつ拠出し、県で基金を設置しているもので、前年度とほぼ同額でございます。

次に、特別高額医療費共同事業拠出金等5,496万9千円でございますが、レセプト1件当たり400万を超える著しく高額な医療費を、各広域連合が共同で支える事業への拠出金で、前年度より500万円余の減となっております。

次に、保健事業費4億9,377万7千円でございますが、市町村に委託して健康診査事業を実施する費用で、受診者数が増加していることから前年度より8千万円余の増となっております。

次に、総務費6億3,361万1千円は、一般管理費、電算処理費等で、前年度より4千万円余の減となっております。

次に、諸支出金7,028万9千円は、主に過年度保険料の還付金でございます。これは、市町村が徴収した保険料のうち、資格喪失等で過納額が発生した場合、その分を還付することになりますが、当該還付が過年度の場合、還付分を広域連合から市町村に支出することになるため、それに要する費用でございます。前年度より1億円余の減となっておりますが、年度間の差異が大きいことから、前年度の実績で計上したことによります。

次に、予備費といたしまして、給付費増への対応や次年度への繰越財源として8,386万1千円を見込むものでございます。

次に、そのための財源措置であります歳入でございますが、左側をご覧ください。まず、国の普通調整交付金222億9,985万2千円ですが、これは広域連合間の被保険者の所得格差による財政力の不均衡を調整するために交付されるものです。

次に、定率負担の国分551億9,411万9千円は、その下の定率負担の県分、同じく定率負担の市町村分などは、療養給付等に対して、国は12分の3、県と市町村は、それぞれ12分の1の負担割合となっております。そういったしまして調整交付金と合わせた公費負担が、歳入の約5割となっております。

次に、支払基金交付金930億6,181万1千円は、前年度より14億2千万円余の増でございますが、療養給付費等の増によるものでございます。なおこの支払基金交付金は、支払基金が各保険者から後期高齢者支援金として徴収したものを、

各広域連合へ交付する現役世代からの支援金で、歳入の約4割となっております。

次に保険料128億5,680万5千円でございますが、前年度より5億6千万円余の減となっております。これは、昨年は2月議会までに国の補正予算が成立していなかったため、低所得者等に対する特例の保険料軽減をするための財源である後期高齢者医療制度臨時特例基金を平成25年度当初予算で計上できなかったため、低所得者等に対する特例の保険料軽減をしない保険料で計上した事に対し、平成26年度当初予算では、後期高齢者医療制度臨時特例基金を計上したことにより、低所得者等に対する特例の保険料軽減をした保険料で計上したことによります。

次に、公費補てん63億3,732万2千円ですが、前年度より18億6千万円余の増となっておりますが、ただ今ご説明しましたように、後期高齢者医療制度臨時特例基金を計上したことによります。内訳ですが、真ん中の説明書きの中ほど、公費補てんの枠がございまして、保険基盤安定負担金46億9,148万3千円は、法で定める低所得者の保険料軽減分の補てん分として市町村が4分の1、県が4分の3を負担するものです。前年度当初予算に計上せず、本年度当初予算に計上したのが後期高齢者医療制度臨時特例基金16億4,583万9千円であり、低所得者等に対する特例の保険料軽減分として国が負担するものでございます。

次に、高額医療費に対する支援16億9,495万3千円は、説明書きの高額医療費に対する支援をご覧いただくと、高額医療費負担金16億5,254万4千円は、前年度より1億3千万円余の増で、レセプト1件当たり80万を超える高額な医療費に、国と県が4分の1ずつを負担するものでございます。また、特別高額医療費共同事業4,240万9千円は、前年度ほぼ同額で、広域連合におけるレセプト1件当たり400万円を超える著しく高額な医療費の200万円を超える部分について、国保中央会から交付されるものであります。

次に、原発事故に係る減免措置ですが、警戒区域等に指定されている地域の被保険者の保険料減免及び、一部負担金免除分が補填されるもので、災害臨時特例補助金及び特別調整交付金を合わせて35億6,532万7千円でございます。

次に、剰余金9億3,963万1千円ですが、平成25度からの繰越金で、今回の保険料上昇抑制財源等に活用されます。

次に、その他の収入10億929万5千円につきましては、右側の説明書きにありますように、健康診査事業負担金及び一般会計からの事務費等繰入金等となっております。

以上が、議案第6号の説明でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

**議長（市村 喜雄君）** それでは、議案第6号の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

**議長（市村 喜雄君）** なければ、これをもって議案第6号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

**議長（市村 喜雄君）** なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第6号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(市村 喜雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案どおり可決されました。

#### (15) 同意第1号の説明、採決

議長(市村 喜雄君) 次に、日程第14、「同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」を議題といたします。

広域連合長より説明を求めます。広域連合長。

広域連合長(小林 香君) 日程第14、同意第1号のご説明をさせていただきます。同意第1号「福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」でございますが、広域連合議会議員から選出の目黒章三郎監査委員より、辞職願が提出されましたことから、後任といたしまして、戸川稔朗氏の選任を行うものでございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長(市村 喜雄君) これより、「同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」をただちに採決する事に、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(市村 喜雄君) ご異議なしと認めます。

この件につきましては、地方自治法117条の規定により、除斥の必要がありますので、戸川稔朗君の退場を求めます。

これより採決いたします。お諮りいたします。同意第1号戸川稔朗君の監査委員選任に同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(市村 喜雄君) ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号戸川稔朗君の監査委員選任に同意することに、決定しました。戸川稔朗君の入場を求めます。

#### (16) 閉会及び閉議の宣告

議長(市村 喜雄君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

以上で会議を閉じ、平成26年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

(午後3時32分)